



●区民生活委員会所管

災害時要援護者支援事業について

◆福田妙美 委員 これより公明党の質疑を行ってまいります。

本日は、東日本大震災から五年目を迎えました。お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、被災された方にお見舞いを申し上げます。今もなお、約十七万人を超える方々が避難生活を余儀なくされています。公明党は、その一人一人に寄り添い、誰一人置き去りにすることなく、生活となりわいの再建へ全力を傾注してまいります。千年に一度の災害、千年に一度の学びと捉え、千年に一度のまちづくりへと皆で団結をして進んでいきたいと思えます。

ここより、災害時要援護者支援事業について伺ってまいります。

三月十一日で、この三・一一で六十五歳以上の高齢者や障害者の死亡率の高さが明らかとなりました。このことを踏まえ、平成二十五年に災害対策基本法が改正されました。災害時に弱い立場となる災害時要援護者支援事業について、実効性のある避難支援が求められています。

まずは、世田谷区における災害時要援護者支援事業について確認をしていきたいと思えます。これは、世田谷区の災害時要援護者支援事業のフロー図を私なりにつくらせていただきました。まず、ここに町会・自治会があります。まず、①番が協定です。世田谷区と協定を町会が結ぶということがまず①番になっております。そして、協定を結んだA町会がありましたら、このA町会に所属をして住んでいらっしゃる、世田谷区がある条件をつけた災害時要援護者という方がいらっしゃいますが、この方々に名簿に掲載してもいいですかという同意を得た方の名簿が、この同意確認後にこちらのほうに行き渡ってまいります。ですので、この町会とまず協定からスタートしていく。そして最後に、その町会の方々が名簿をいただいて、助け合いの活動が始まるということで、日ごろからの活動が始まってくるわけです。

平成十九年から始まりましたこの事業は、町会・自治会が今、世田谷区には百九十五町会ありまして、平成十九年から始めてはいますけれども、現在、八十五町会にこの協定はとどまっております、四四%ということになります。そして、災害時要援護者という方々は世田谷区には約八千四百人いらっしゃいまして、実際にこの名簿が協定を組んで行き渡っていて、いざというときに支援をしてもらうという形で日ごろからのつながりがあるのは二千五百四十二名ということで、八千四百人中約三割の方にとどまっているという現状でございます。これが世田谷区の要援護者支援事業の流れになっています。

ここで確認を一つ一つしていきたいんですけども、締結をしていない町会が多数ございます。半分以上ですけれども、さまざまなお声を私も聞いております。締結していない地域にお住まいの、支援をしていただきたいという方からは不安の声が、私の町会は協定を組んでいないみたいなんだけれどもどうなるのか、また、協定を締結していない町会か



らは、支援はしたいんだけど、現実問題として支援体制が困難であるとの声が届いています。

ここで伺ってきたいんですが、区と町会・自治会との協定が四割にとどまっているという現状を踏まえ、今後の協定締結について、町会の現場に一番近い副参事の方が本日はいらっしゃっていますので、現場の声をお聞かせいただきたいと思います。

◎池崎 世田谷総合支所副参事 下馬まちづくりセンターの例でお答えいたします。下馬まちづくりセンターの管内には十の町会・自治会があります。このうち災害時要援護者支援事業について四つの町会で区と協定を締結しております。一方、災害時要援護者支援の協定を締結していない町会・自治会からの声でございますが、主に町会・自治会の役員の高齢化や若い担い手が不足しているなど、十分な体制のもと責任を持って安否確認などを行うことが難しい、町会員の総意が得られない、万が一の事故のときの法的責任について不安がある、リーダーとなる人材が不足している、求められる責任に対して負担が大きい、住民が多くて対処できないなどの声をお聞きしています。こうした課題もありますが、現在、二つの町会で区との締結を検討していると聞いておりますので、今後も機会を捉えまして町会への働きかけをしてまいります。

◆福田妙美 委員 今、さまざまな不安の声を聞いていらっしゃることがわかりましたが、この町会・自治会というのは状況がさまざまだとは思いますが、しかし、今お話をお伺いしておりますと、やはり現場を預かるということでの、命を預かるという緊張感、責任感というものも感じてくるんですけれども、ここで伺ってきたいんですが、出張所やまちづくりセンターでは、この事業について町会とどのような取り組みを今までされてこられたかお伺いしたいと思います。

◎山田 世田谷総合支所地域振興課長 災害時要援護者支援事業に関して、出張所・まちづくりセンターは、町会・自治会にこの取り組みを周知する際には、総合支所の地域振興・防災係の職員と一緒に同行して説明するなどの役割を果たしております。また、出張所・まちづくりセンターは、それぞれの地区において当該の名簿を補完する役割がございます。定期的に名簿情報の更新がございますので、協定の締結をしている町会・自治会にはその都度訪れ、最新の名簿との交換を行っております。さらには、町会・自治会の実情を伺い、関係所管に現状への課題を伝えているなどの役割も果たしております。

◆福田妙美 委員 まちづくりセンターの方々がこのように現場の町会の一番近くで御説明をされたりとかさまざまされていますけれども、一番課題もしっかり伺っているということですが、この協定を締結する段階では、実は、フローでもわかりますけれども、最初に協定がありきということなので、どんな人が、またどんな状態の人が何人ぐらい私



の町会にはいるのかということがわからない状態で、まず協定を組んで、それから名簿が来るという流れになっています。そこがまず、やはり町会としても自分のところにどれぐらいの人員が確保できればこういったことの支援ができるのかということがわからないので、そこがまず、この協定を前に進めない要因の一つではないかなというふうに私は分析をしております。

災害発生時というのは、とにかく時間が足りませんので、本当に短い時間でどう安否確認と避難支援を行うかということがポイントになります。一つここで確認ですけれども、この対象者となる人はどのようなお体の状態の人がいるのかなということを見ていきますと、要介護が四と五、ひとり暮らし、もしくは高齢者世帯で要介護三、身体障害者手帳が一級、また愛の手帳一度、二度、そして今回世田谷区独自で認めました精神障害、また、難病の方々が入っております。このような状況の方を見ていきますと、一人で本当に逃げることができない、場合によっては情報を得ることもできない、また、目が見えない、耳が本当に聞こえない、こういった方々です。

実は、三・一一のときにこういった方々がどのような状況であったのかということも含めて考えていきますと、この情報が入らなかったことによって、また、日ごろからの支援体制がうまく組めなかったということでお亡くなりになってしまったという方々がいらっしゃいます。先日、車椅子でひとり暮らしをされている方とお会いしたときに、小さな段差だったんですけども、この段差が私たちの命取りになるんですと。一人で暮らしていると私たちを助けてくれる人がそばにふだんいなくて、そういったときに転倒したらずっと転倒したままで、私たちはこうやっていつも不安な気持ちでいるんですというふうに言われた段差は、私から見たら本当に小さな段差でした。そういった不安を抱えていらっしゃるの、こういった支援を受ける必要のある方々の実態なんだなということを感じております。

この災害時のときの支援を受けたいと言われている要支援者の方々の名簿なんですけれども、実際には、二十七の地区である出張所とまちづくりセンターに配備されているということをお伺いしましたが、この名簿を災害時に避難支援等の関係者にも渡すというふうになっております。これは、平成二十五年の法律の改正によって、いざというときには協定を組んでいなくても名簿を出して、そして安否確認を進めるというふうになっておりますが、実際には、この協定を組んでいない、締結をしていない町会・自治会にも名簿が渡されるのではないかとというふうにも考えられますが、この名簿の活用手順などをお聞かせください。

◎山田 世田谷総合支所地域振興課長 災害対策基本法では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、要支援者を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく名簿情報を提供することができると規定されております。名簿情報の活用手順についてでございますが、今年度より、一つの出張所・まち



づくりセンター当たり六名程度の職員が総合支所の保健福祉課に参集指定されております。さらに現在、所管課を中心に行われております世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン改定の検討の中では、災害時に避難行動要支援者の安否確認情報の集約や整理を専門的に行う部隊の設置が検討されているところです。災害時において本部から指示が入った場合には、これらの職員を中心に地域の方々や事業者の皆様方の御協力をいただきながら安否確認及びその集約を行ってまいります。

◆福田妙美 委員 今御答弁をいただきましたけれども、いざというときには名簿が出せるけれども、実際には地域の方々や事業者の皆様方の御協力をいただきながら安否確認の集約をしていくということで、地域の方々とかいろんな方の協力を得ると書いてあるんですけれども、ここの体制が整っていない地域が、実際に本当に災害時に安否確認が迅速にできて、避難支援ができるのかなというのが、実は私としては非常に疑問にも思っているところであります。

町会・自治会は、特に災害が発生して、場合によっては避難所の開設というのも同時に行っていかななくてはいけない、こういったことも実際にあります。区が行ったアンケートの中にもこういった点を不安に思っているところも実際にあります。災害時要援護者支援事業については、各町会や防災リーダーに十分伝わっていない状況下では、実際には動くことができないんじゃないかというふうに思っております。区はどのように周知し、浸透させていくことを考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

◎山田 世田谷総合支所地域振興課長 先ほども御答弁申し上げましたが、総合支所には、この事業と町会・自治会をつなぐ役割があると考えております。昨年、保健福祉部が実施いたしましたアンケートでは、世田谷地域では三つの町会・自治会が災害時要援護者支援事業を知らなかったと答えておりますが、先週も、その一つの町会の役員会の機に、地域振興・防災係の職員とまちづくりセンターの職員が改めて御説明に伺ったところでございます。今後も災害時要援護者支援事業の協定の締結に向けて、事業について町会・自治会に丁寧に御説明させていただくとともに、地区単位に行われております防災塾や避難所運営訓練などの機会に、災害時要援護者支援に関するリーフレットの配布を行うなど、理解と協力を深める取り組みを行ってまいります。

◆福田妙美 委員 先日の一般質問でも取り上げましたけれども、中野区の取り組みにおいては、まずは対象となる方々の避難行動計画というのを策定していきます。そのときに支援者というのを選定して、事前に連携をとっていきます。支援者を探すことができない方は、地域包括の仕組みなどで探してあげるといってあげるといって計画書を完成させます。そして支援を必要とする人、支援をする人、そして区というふうに情報を共有して、災害時には安否確認を行い、その情報収集のルートも明確にしています。このような避難計画



の策定を先に進めて、地域の見守り体制を整えた後、町会と区との協定を進めるというふうになっております。これこそが実効性があるというふうには私は考えております。

このような体制づくりを福祉部門と日ごろからの連携で構築していくべきと考えますが、今回、仮称避難行動要支援者専門部隊の設置が検討されていますが、保健福祉部との協働で実効性のある支援体制の構築を要望いたしますが、区としての見解をお聞かせください。

◎山田 世田谷総合支所地域振興課長 お話のように、災害時要援護者支援を町会・自治会だけで担うには限界があると認識しております。先ほども御答弁いただきましたが、現在、世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン改定の中での検討が福祉の所管課を中心に進められており、お話しの避難行動要支援者専門部隊設置もこの中で検討されております。今後、災害対策所管及び福祉所管とも協力して、先進事例も参考にしながら、事業者との連携も含め、実効性のある事業の推進に向けて取り組みを進めてまいります。

小型家電リサイクルと循環型社会の推進について

◆福田妙美 委員 ぜひとも実効性のある体制づくりをよろしく願いたします。

では続きまして、小型家電リサイクルと循環型社会の推進について伺ってまいります。

環境省の推計によりますと、使用済みの小型家電は年間六十五万トン発生し、その中に含まれる鉄、金、銀などの貴金属とレアメタルなどの希少金属の量は二十八万トン、金額で八百四十四億円に相当することから都市鉱山と呼ばれています。平成二十五年の四月より小型家電リサイクル法が施行され三年を迎えます。使用済みの小型家電を自治体が集め、国から認定を受けたリサイクル事業者へ売却をするなどし、事業者が細かく分別などをし、新たな製品の原材料として再資源化するという循環型社会の仕組みがつけられました。

ここで伺ってまいります。我が区における資源循環体制ですが、不燃ごみと粗大ごみを回収した後、資源分別をしているとのことですが、どのような取り組みをしているのか伺います。

◎渡邊 清掃・リサイクル部事業課長 区では、さらなるごみの減量と資源化を進めるために、不燃ごみと粗大ごみに含まれる金属類の資源化に取り組んでございます。不燃ごみにつきましては、千歳工場の向かい側にある希望丘の中継所におきまして、平成二十四年八月から、鍋やフライパンなどの金属類、またアイロンや電話機など小型家電製品、さらに高価で売却できる使用済みの携帯電話、こういったものを手作業により選別しております。平成二十四年、開設当初ですけれども、スペースの制約から全てのものが選別できず、約六割程度でしたけれども、昨年度、施設を改修しまして、現在では全量の選別を行ってございます。平成二十六年は一千二十五トン、今年度は二月までに一千三百四十八トンを選別し、売却してございます。

また、粗大ごみにつきましては、平成二十三年の十月から、区内二カ所にある中継所に



において、ロッカーや自転車などを分別しまして、こちらも手作業で分別しておりますけれども、平成二十六年度に千三百四十トン、今年度は二月までに千百七十四トンを選別し、売却しております。

◆**福田妙美 委員** これは費用対効果の面でも大きい変化だとは思いますが、従来焼却していたものをリサイクルに回すということで、焼却費用が削減されていったりとか、また、出てきた灰をキレート剤などを使って無害化するといったようなことも減ってきますので、環境にも配慮される構図だというふうに思っておりますが、我が区における資源循環体制ですが、手作業による仕分けで人件費もかかっています。その後の売却費などは幾らなのか、現在の区の状況をお聞かせください。

◎**渡邊 清掃・リサイクル部事業課長** 経費につきましてですけれども、選別を開始する以前は、軽小型車で収集したものを大型車にそのまま積みかえていましたけれども、現在、手作業ですので、それにかかる経費としましては、二十六年度の決算額で約一千四百万円かかっている状況でございます。こちらは不燃ごみでございます。粗大ごみにつきましては、分別にかかる経費につきましては、もともと手で積みおろしてましたので、特に経費は発生してございません。

なお、選別後の売却額についてですけれども、今年度に入ってから大きく減額となっております。まず、不燃ごみですけれども、平成二十六年度が一キロ当たり平均二十四円で総額二千六百六十万円、今年度は一キロ当たり平均七円で二月末までに総額は一千百十万円となっております。また粗大ごみにつきましては、平成二十六年度は一キログラム当たり平均で十八円で二千五百八十万円、今年度は一キログラム当たり平均七円で二月末までで一千百万円となっております。加えて、携帯電話は別に売却しておりますけれども、二十六年度は一キログラム当たり平均千二百二十五円で五十七万円、今年度の単価は少し上がりまして千二百五十円で二月末までに五十二万円となっております。

◆**福田妙美 委員** 今、御説明いただきましたけれども、かなり売却費が下がってきていますけれども、この要因などをわかれば教えてください。

◎**渡邊 清掃・リサイクル部事業課長** 御指摘のとおり、今年度、金属の市況の低迷によりまして、不燃、粗大から選別した金属の売却額も大きく下がっております。これは世界経済、特に中国の景気の影響がありまして、一昨年までは鉄やアルミなどのいわゆるスクラップ金属が国内でも高く取引されておりましたけれども、現在は国内外において需要が低迷しており、昨年三月から値下がりしております。今後の取引の価格につきましては、業界紙などでは不況も底をついたと、こういうようなことがございますけれども、しばらくの間は先行きが不透明、こういう状況でございます。



ただ、粗大ごみを選別することによりまして、清掃一組が運営する不燃ごみ、粗大ごみ、これを処理施設に持ち込む経費、この分担金の削減化効果から見ますと、おおむね五千万円程度の削減につながっていると考えておりますので、今後も取り組んでいくということでございます。

◆福田妙美 委員 我が会派が、福岡市で実施している使用済み小型電子機器回収事業の現場を視察してまいりました。手持ちの段ボールに小型電子機器を詰め、自宅まで回収に来てもらう。パソコンが入れば利用料金は無料となるというのが一つ魅力です。ごみの削減にもつながり、かつ区民にとってもメリットがあるように思います。売却費の不安定な時期があるということも考えますと、自宅に回収に来る福岡市のような取り組みは、世田谷区に経費もかからず、区民にもメリットがあるというふうに考えます。区として取り組んでいくことは御検討できないでしょうか。

◎渡邊 清掃・リサイクル部事業課長 お話しの事業者は、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者でございます。平成二十六年の七月に愛知県の大府市で回収事業を開始しまして、その後、十月に京都市、横浜市とエリアを拡大し、現在は、お話しの福岡市を含めて五十六の自治体と連携をして行っております。

区でもこの間、この事業者の取り組みに注目しておりましたけれども、三辺の合計が百四十センチ以内の箱で一回につき八百八十円の自己負担がございますけれども、これが有料であったこと、ただし区のほうでは、不燃ごみ等で出していただければ、既に選別を開始していたことから、当該事業者の連携については状況を注視してきた、こういう状況でございます。しかしながら、昨年、この箱の中にパソコンが一台でも入っていれば今後は恒常的に無料にすると、こういう新たな展開があったことから、現在、新年度四月一日の導入の向けて協定等の準備を進めているところでございます。

◆福田妙美 委員 続きまして、食品ロスについて伺ってまいります。

日本が大量生産・消費社会に突入して、大量のごみの発生が、最終処分や焼却の施設の設置困難で深刻な社会問題となってまいりました。国内対策が始まったのが二〇〇〇年で、公明党が成立をリードした食品リサイクル法をきっかけに、資源の有効利用の循環型社会へと変わってまいりました。

我が公明党の竹谷とし子参議院議員がことし一月十八日の参議院予算委員会で安倍総理に対し、食品ロス削減に国を挙げて国民として取り組むため総理のリーダーシップをと決意を促し、総理も、さまざまな機会に働きかけをしていくというふうに答えられています。

農林水産省の調査によりますと、食品ロスの半分は家庭から発生しているということです。我が区における食べずに捨てられる食品ロスの現状について、区はどのように把握し、また、未使用食品分の廃棄にかかる清掃車の台数や処理費用も伺いたいと思います。



◎渡邊 清掃・リサイクル部事業課長 まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは、全く手をつけていない未使用食品や食べ残し、野菜や果物の皮などを厚く剥き過ぎるなど食べられる部分が捨てられている過剰除去、こういうものも含まれます。このうち判断が容易な未使用食品と食べ残しについては、区が毎年している家庭ごみの組成分析調査を行っておりまして、今年度の調査では、可燃ごみの中にそれぞれ二%ずつ含まれておりました。

区内の可燃ごみの収集量十六万五千トンから推計しますと、食品ロス全体で少なくとも年間六千六百トン、そのうち未使用の食品は半分の三千三百トン、清掃車に換算しますと二千二百台と見込まれます。この三千三百トンにかかる処理費用、具体的には収集運搬し、焼却して埋め立てする費用でございますけれども、先日、区議会にも情報提供させていただいた直近のごみ処理原価で算出しますと約一億八千万円と見込まれます。

◆福田妙美 委員 今伺いましたが、約一億八千万円ということで、食べずに捨てて、そして税金がそこに使われてしまうということは、まさにもったいない行動が続いてしまっております。

京都市では、ごみの半減目標を掲げて、三キリと言いまして、使いキリ、食べキリ、水キリ推進などというふうに取り組んでおりますが、現在、区が食品ロスに対して取り組んでいることがあればお聞かせください。

◎渡邊 清掃・リサイクル部事業課長 まず、区では、この食品ロスの現状を広く区民の皆さんに知っていただくために、「区のおしらせ」やホームページ、各種イベント等の機会を捉えて、実際にごみに出された未使用食品の写真を掲載して、食材を無駄にしないためのさまざまな工夫について周知を行っております。

また、昨年度からはフードバンクのお力をおかりしまして、他の自治体に先駆け、家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄っていただくフードドライブを環境フェスタや区民まつりなどのイベントで実施させていただき、合わせて二千二百二十七点、五百八十九キロの食品が提供されてございます。

さらに、食育に関するNPOと連携しまして、余剰食品を活用した料理講習会、これはサルベージパーティーと言いますけれども、これにも自治体としていち早く取り組み、これまでに九回、約二百六十名の方の参加をいただいております。

◆福田妙美 委員 私の持ち時間が少し近づいてきてしまいましたので、最後に、継続的な取り組みが重要というふうを考えられます。というのは、家庭から出ているごみが大半ですので、やはり区民の皆様の御協力なしでは、この食品ロスを減らすことができないと思っておりますので、フードドライブのような活動をもっと身近な場所で定期的を実施す



ることで、継続的な啓発運動にもなると思います。食品ロスは継続を続けてこそ功をなすものでありますが、継続的、また定期的に行うことができるでしょうか。区の見解をお聞かせください。

◎渡邊 清掃・リサイクル部事業課長 フードドライブは、地域のイベントなど人が集まる場所であれば、資格だとか規制だとかはございませんので、どなたでも取り組むことができる活動だというふうに思います。現に、私どものほうにも、自分たちでできないかというお問い合わせもいただいております。こういった活動が広がっていくことが、まずこの食品ロスの現状にも役立つというふうに思っておりますので、区としてもフードバンク団体の紹介ですとか、ノウハウを提供しながら、引き続き毎年やっていただくなど、お願い、支援に努めてまいりたいというふうに思っております。

◆福田妙美 委員 以上で私からの質問を終わり、平塚委員にかわります。